

時短について

どの技工所でも時短は大きな問題の一つです。今回は、この時短について「段取り」の考え方を中心にお話ししました。しかし、なかなかうまく行かないのは、もう一つ基本的な問題として受注量と処理能力の問題があります。今回は、この点について「職務と職位」を中心に、人材育成の観点からわかりやすくお話ししたいと思います。

ラボの営業について

会社とは、その商品、サービス、技術を「お客様に買っていただいて初めて成り立つ」ところです。会社は、社長が潰すのでも社員が潰すのでもありません。お客様が離れることによって潰れるのです。我々は常に「お客様中心」に考えてみる必要があります。今回は、この「お客様」という特性を中心に話し致しました。しかし、多くの技工所を見て思うことは、皆さん行動をしていません。それはなぜなのか。今回は、基本的に買わないお客様に対してどう行動していけば良いのか「マーケティングの考え方」を交えながら、わかりやすくお話ししたいと思います。

歯科補綴物のトレーサビリティと構造設備基準等についての一考察

日技認定講師 安藤 嘉明

厚労省は歯科医療用に供する補てつ物は、治療する歯科医師が歯科医学的知見に基づき個々の症例を適切に判断し、法令に即した歯科材料を使用した上で作成し、その歯科医師の責任の下、品質管理を図るべきとしている。

しかし、近年の歯科医療技術及び技工技術の進展、インターネットなどの普及に伴い、補てつ物等の委託過程及び物流過程の多様化が散見されるようになり、国外で作成された補てつ物がわが国に流入する事態を招き、患者への安全性はもとより品質の確保を重視する上においてもメディアを始め国民の補てつ物への関心が高まってきていたところ、海外委託技工物に対する裁判が立ち上がり、国として何らかの姿勢を示す必要性に迫られていた。

このような背景のもと厚労省は、平成 17 年「国外で作成された補てつ物の取り扱いについて」（17 年通知）を皮切りに「同 22 年通知」と 2 度に亘り、周知方を図ってきた。長妻前厚労大臣は、海外委託技工に対するトレーサビリティの新しい指針を提示する事になっていたが任期ぎれになってしまい、しばらく沙汰やみとなっていたが、平成 23 年 6 月 28 日に医政局長通知という形で各都道府県知事あてに医政発 0628 第 4 号が発令された。

17 年通知は「設備構造基準及び補綴物の作成に関する品質管理に伴う新しい指針」を示すものでその趣旨を了知の上、各自治体に周知方を図っていただきたい、「右お願いする」という内容であった。ところが、6 月 28 日の文章では、「義務づけられている」となっており、それは法的拘束力を指すものか、そうでないのか行政側が発出する「通達」・「通知」等の文章の意味を皆さんと一緒に考えてみたいと思っている。

トレーサビリティは端的に言えば 5W+1H を指しており、即ち、「いつ When」「誰が Who」「どこで Where」「何を What」「なぜ Why」「どのように How」の考察でもある。

国内のトレーサビリティは、歯科技工法に基づく歯科技工指示書により確保されていることから、どうしても「歯科技工録」に関連付けられる。その重要な技工指示書がなぜ、歯科医師側に義務付けされていないのか、時間があれば触れて見たいと考えている。